

事業者の皆様へ

火災予防の手続には

ぴったりサービスの 電子申請が便利です



ぴったりサービスのメリット

いつでも

24時間365日、時間を問わず申請が可能です。

どこでも

パソコン・スマホ・タブレットから、場所を問わず申請が可能です。

簡単に

入力チェック機能やヘルプ機能で、間違いのない申請ができます。今回の申請情報を保存すると、次回申請時にその情報を利用できます。

——ぴったりサービスとは——

政府が運用するオンラインサービス「マイナポータル」を活用し、インターネット経由で住民が行政サービスに関する検索や電子申請、公金決済サービスを利用できるサービスです。



マイナポータル



ぴったりサービスへの
アクセスはこちら

https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form

申請可能な手続

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ① 消防計画作成（変更）届出 | ⑦ 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告 |
| ② 防火・防災管理者選任（解任）届出 | ⑧ 防災管理点検結果報告 |
| ③ 全体についての消防計画作成（変更）届出 | ⑨ 防火対象物点検報告特例認定申請 |
| ④ 防火対象物点検結果報告 | ⑩ 管理権原者変更届出（防火管理） |
| ⑤ 統括防火・防災管理者選任（解任）届出 | ⑪ 防災管理点検報告特例認定申請 |
| ⑥ 自衛消防組織設置（変更）届出 | ⑫ 管理権原者変更届出（防災管理） |

お問い合わせ先

栗原市消防本部予防課 ☎0228-22-1192
東分署予防係 ☎0228-32-2621
南出張所予防係 ☎0228-59-2119

栗原消防署予防係 ☎0228-22-8513
北分署予防係 ☎0228-45-2109
西出張所予防係 ☎0228-54-2120